

国民年金だよ



納めた国民年金保険料は、全額が社会保険料控除額の対象です。

国民年金保険料は所得税および地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の所得金額から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、平成29年1月1日から12月31日までに納められた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

また、自分の保険料だけではなく、配偶者や家族（子どもなど）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合は、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、平成29年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、平成29年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送られますので、申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れのないようキチンと納めましょう。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」は、年末調整・確定申告まで大切に保管してください。

社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、平成29年10月1日か

ら12月31日までの間に、今年初めて国民年金保険料を納められた方は、翌年の2月上旬に送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ、申告してください。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」についての照会は、控除証明書のハガキに記載されている電話番号にお問い合わせください。

国民年金の「後納制度」について

過去5年以内に納め忘れた国民年金保険料を納付することで、将来の年金額を増やすことができる「後納制度」が、平成27年10月から平成30年9月までの3年に限り実施されています。

後納制度を利用することで、年金額を増やすことや、年金の受給ができなかった方が受給資格を得られることがあります。

従来、老齢年金を受け取るためには、保険料納付済期間と保険料

免除期間などを合算した資格期間が原則として25年以上必要でしたが、平成29年8月からは、資格期間が10年以上あれば老齢年金を受け取ることができるようになりました。そのため、後納制度を利用し不足している保険料を納めることにより、年金を受け取ることができなかった方が、受給資格を得られる可能性があります。

手続きについては、お近くの年金事務所にご相談ください。

◇お問い合わせ先

住民課戸籍年金医療グループ
電話34-2121内線413
日本年金機構 旭川年金事務所
電話0166-72-5002

